

[事案 25-171] 介護給付金支払請求

・平成 26 年 5 月 28 日 裁定終了

※本事案の申立人は、契約者の配偶者（相続人代表者）である。

<事案の概要>

介護一時金等の請求をしたところ、要介護認定を受けていなかったことを理由に支払われなかったことを不服として、その支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

配偶者は自らを契約者・被保険者として平成 21 年 5 月に終身介護保障保険を契約していたが、平成 25 年 8 月頃からガンで寝たきりとなり、同年 9 月に死亡した。その後、自分が介護一時金・介護年金・特約介護一時金の支払いを請求したが、配偶者は要介護認定を受けていなかったとして支払われなかった。

以下の理由により介護一時金等を支払ってほしい。

- (1) 配偶者は、本契約の際、募集人からパンフレットを見せられて「要介護 2 級程度」になれば介護一時金等が支払われるとの説明を受けて契約した。
- (2) 募集人から「要介護認定を得なければ介護一時金等が支払われない」との説明はなく、仮に要介護認定が必要であることを知っていれば、申請していた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の約款上、65 歳以上の被保険者については、要介護 2 以上の状態に該当するとの認定を受けることを、介護一時金等の支払事由としている。
- (2) 契約時の募集人の説明に誤りはなく、設計書やパンフレットを用いて、介護一時金等の支払事由を適切に説明している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は、契約の際、配偶者（契約者）が募集人から誤説明を受けたために、要介護 2 以上の状態に該当していたにもかかわらず、要介護認定を受けなかったために介護一時金等の支払いを受けられない損害が発生したことを理由に、その賠償（保険業法 283 条）を求めているものと判断する。

2. 以下のとおり、募集人が誤説明をしたと認めることは困難であり、申立人の損害賠償請求は認められない。

- (1) 事情聴取の結果から、配偶者ないし配偶者の長男は、本契約のパンフレットおよび設計書を用いて本契約の説明を受けたことが認められ、同パンフレットには、被保険者が 65 歳以上の場合の介護一時金等の支払事由が「公的介護保険制度の要介護 2 以上の状態に該当していると認定されたとき」であることが明記されている。

- (2) 契約者は契約申込書にて重要事項説明書による説明を受けその内容を了承したことの署名捺印をしており、同説明書には主な支払事由として、上記(1)記載の支払事由が明記されている。
- (3) 募集人が複雑な保険契約の説明をするにあたって、書面に明示の記載内容に反した説明をすることは通常考え難く、他に募集人が誤った説明をしたことが推測される証拠もない。

【参考】

保険業法 283 条（所属保険会社等の賠償責任）

所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う。

2～4 （略）